

青森県報

第九十九号

令和元年
十二月二十日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出…………… (保健衛生課) …… 一
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し…………… (同) …… 二
 - 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 二
 - ふ化業者の登録…………… (畜産課) …… 二
 - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 二
 - 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生…………… (同) …… 三
- 選挙管理委員会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (事務局) …… 三
 - 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (同) …… 四
 - 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 四
 - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 五
 - 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 五

告 示

青森県告示第五百七号

○ 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出 (同) …… 六

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和元年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分 指定医 の区分	氏 名	名 称	所 在 地	主として指定難病の診断 を行う医療機関	担当する 診療科名	変更 年月日
難病指定医	今 智夫	難病指定医	工藤 直美	難病指定医	近江 洋嗣	氏 名	近江 洋嗣	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市国民健康保険黒石病院	整形外科	平成 二元・四・一
難病指定医	今 智夫	難病指定医	工藤 直美	難病指定医	近江 洋嗣	氏 名	近江 洋嗣	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市国民健康保険黒石病院	整形外科	平成 二元・四・一
難病指定医	今 智夫	難病指定医	工藤 直美	難病指定医	近江 洋嗣	氏 名	近江 洋嗣	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市国民健康保険黒石病院	整形外科	平成 二元・四・一
難病指定医	今 智夫	難病指定医	工藤 直美	難病指定医	近江 洋嗣	氏 名	近江 洋嗣	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市国民健康保険黒石病院	整形外科	平成 二元・四・一
難病指定医	今 智夫	難病指定医	工藤 直美	難病指定医	近江 洋嗣	氏 名	近江 洋嗣	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	黒石市国民健康保険黒石病院	整形外科	平成 二元・四・一

青森県告示第五百八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和元年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名		主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科	指定年月日
難病指定	高橋	礼	三戸町国民健康保険三戸中央病院	総合診療科	令和元年・三・九
			三戸郡三戸町大字川守田字沖中九の一		

青森県告示第五百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社健康	株式会社健康	平川市町居南田一六二の二	居宅介護	介護支援健康	平川市町居南田一六二の二	令和元年・一・一
株式会社健康	株式会社健康	平川市町居南田一六二の二	介護訪問	介護支援健康	平川市町居南田一六二の二	〃

株式会社健康	平川市町居南田一六二の二	同行援護	介護支援健康	平川市町居南田一六二の二	〃
株式会社健康	平川市町居南田一六二の二	行動援護	介護支援健康	平川市町居南田一六二の二	〃

青森県告示第五百十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	ふ化業者の氏名又は名称	住所	ふ化場の名称及び所在地
平成29年三第一号	平成二九・六・七	株式会社プライフーズ 代表取締役社長 大江 正彦	八戸市北白山台二丁目六の三〇	プライフーズ株式会社 青森孵卵場 三戸郡南部町大字法師岡字仁右エ門山三の六 プライフーズ株式会社 岩手孵卵場 岩手県九戸郡洋野町大野第一四地割字新田五 プライフーズ株式会社 北海道伊達事業所黄金孵卵場 北海道伊達市北黄金町一・二・三の三〇

青森県告示第五百十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上二〇の二 東田 寿夫 下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代一四 竹林 雅史	猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協 同組合の地区	小型定置漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業

青森県告示第五百十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川六五の三 前田 光春 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川一一〇の一 木村 正彦 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津間沢一三 福井 則雄 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津釜の沢五の一三 福井 武則	外ヶ浜第一加入区 外ヶ浜第二加入区

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

令和元年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和元年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二六六の六 佐川 光博 外ヶ浜第三加入区	東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二五五の二〇 越田 寿之	東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二七の一 木浪 金悦 外ヶ浜第四加入区	東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二二三 木浪 慎也	むつ市脇野沢鹿間平三 小森 清 脇野沢村加入区	むつ市脇野沢蛸田二二の三 杉本 健一
---	------------------------------	--	---------------------------	-------------------------------	-----------------------

二、〇三五 人
 二二、三七、七一九 人

三 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

- 東津軽郡選挙区 六、六六七 人
- 西津軽郡選挙区 五、三八八 人
- 南津軽郡選挙区 六、五一九 人
- 北津軽郡選挙区 七、六四七 人
- 上北郡選挙区 二七、六三七 人
- 三戸郡選挙区 一九、四六〇 人
- 青森市選挙区 八〇、七三一 人
- 弘前市選挙区 四九、三九五 人
- 八戸市選挙区 六四、七四〇 人
- 黒石市選挙区 九、五七九 人
- 五所川原市選挙区 一九、〇〇八 人
- 十和田市選挙区 一七、四五九 人
- 三沢市選挙区 一〇、九五五 人
- むつ市選挙区 二〇、八八三 人
- つがる市選挙区 九、三七四 人
- 平川市選挙区 一一、八一二 人

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和元年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

自由民主党 青森県八戸 市第一支部	大崎 光明	大野 素敬	八戸市大字馬 場町八	○	令和 元二・二 六
政治団体の 名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所 の所在地	町以上 の市区 域を単 位とし て設け られる 支部	年届 月 日 出

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所 の所在地	年届 月 日 出
竹内ひろゆき後 援会	齋藤 秋雄	鳥谷部 純一	弘前市大字末広五 丁目七の二	令和 元二・二 〇
あおもりイカス 会	藤森 博昭	松宮 雅彦	五所川原市大字沖 飯詰字男鹿一五九 の一	元二・二 六

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
公明党青森第一総 支部 (山本 武朝)	会計責任者	軽米 智雅子	渡部 伸広	令和 元二・二

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項		新	旧	異 年 月 日 動
	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地			
博栄会 (今・博)	今 昭美	五所川原市みどり町四丁目一二の九	五所川原市みどり町四丁目一二の七	令和 元・二・三〇	
吉田豊後援会 (附田規)	附田 規		三上 繁美		
大久保和夫後援会 (鳥谷部 雅治)	鳥谷部 雅治		松村 丑松		
グラントスラム (上平 裕貴)	上平 裕貴		川村 次雄		
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
木村 雅	上平 裕貴	鳥谷部 雅治	川村 次雄	米塚 博	上平 裕貴
会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者	会計責任者
木村 雅	上平 裕貴	鳥谷部 雅治	川村 次雄	米塚 博	上平 裕貴
元・二・二六	元・二・二六	元・二・二七	元・二・三〇	元・二・二六	元・二・二六

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項		新	旧	異 年 月 日 動
主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地	主たる事務 所の所在地			
自由民主党木造支部 (増田 教正)	長谷川 靖久	五所川原市宇島森一の八	吉岡 良浩		
自由民主党五所川原支部 (寺田 達也)	外崎 英継	五所川原市宇島森一の八	安田 裕		
自由民主党相支部 (木村 慎一)	柴谷 修次	五所川原市宇島森一の八	小田川 恵比一		
公明党青森第三総支部 (工藤 俊広)	工藤 俊広	黒石市岩木町八八	夏坂 修		
公明党青森第二総支部 (春日 洋子)	中村 益則	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池四七の六	中村 益則		
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
工藤 俊広	中村 益則	黒石市岩木町八八	夏坂 修	中村 益則	中村 益則
柴谷 修次	小田川 恵比一	五所川原市宇島森一の八	吉岡 良浩	安田 裕	長谷川 靖久
外崎 勝康	外崎 勝康	五所川原市宇島森一の八	安田 裕	上平 裕貴	上平 裕貴
元・二・二二	元・二・二二	元・二・二二	元・二・二五	元・二・二五	元・二・二六

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
大久保和夫後援会	山田 治	平成三・三・三
一戸善正後援会	福士 銀一	三〇・三・三
西村吉晴後援会	栗橋 良雄	三・三・三〇
富岡修後援会	富岡 修	令和元・一〇・一〇
半田義秋後援会	武尾 征	元・二・二五
たかはし美紀子後援会	高橋 幸江	元・二・二六
田中さとし後援会	田中 聡	元・二・一〇
公明党を励ます青森県民の会	浅利 稔	元・二・三三
シーガルクラブ	高橋 貴之	元・二・三三

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定に

よる資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

今 博	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異年月日動
博栄会						
	主たる事務所の所在地					
	五所川原市みどり町の四丁目二四の九					
	五所川原市みどり町の四丁目二四の七					
	令和元・二〇二〇					

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和元年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

富岡 修	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
	富岡修後援会		
			令和元・二〇二〇

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭